

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 4 月 13 日 (火) 第 199 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

教 育 委 員 会 訓 令

○鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 関 係 職 員 服 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※) (総務福利課取扱い) 1

教 育 委 員 会 訓 令

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 訓 令 第 4 号

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 関 係 職 員 服 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よう に 定 め る。

令 和 3 年 4 月 13 日

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 東 條 広 光

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 関 係 職 員 服 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 関 係 職 員 服 務 規 程 (昭 和 36 年 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 訓 令 第 2 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 9 条 第 2 項 中 「 押 印 し な け れ ば 」 を 「 所 要 の 事 項 を 記 載 し な け れ ば 」 に 改 め る。

附 則

こ の 訓 令 は , 令 和 3 年 4 月 13 日 か ら 施 行 し , 改 正 後 の 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 関 係 職 員 服 務 規 程 は , 令 和 3 年 4 月 1 日 か ら 適 用 す る。